

# 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

労働安全衛生関連法令の規定により、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所での作業については、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならないことになっております。

当連合会では、三重労働局長登録教習機関として、標記技能講習を実施しています。

## 講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

## 講習科目及び時間

科目	時間
【学科】酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	4 時間
【学科】関係法令	2.5 時間
【学科】酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	3 時間
【学科】保護具に関する知識	2 時間
実技説明	—
学科修了試験	1 時間
【実技】（実技修了試験があります） *救急そ生の方法 （人工呼吸の方法、人工そ生器の使用方法） 酸素及び硫化水素の濃度測定方法 （酸素・硫化水素の各測定器の取扱い、測定位置の選定）	*2 時間 2 時間

（実技）

下記の一部免除申込手続きをされた方は\*印の「救急そ生の方法」・2時間が免除されます。

## 実技受講科目の一部免除される者（①～③のいずれか）

- ①日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者
- ②平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了し合格証を受けた者
- ③平成6年12月31日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適認証を受けた者

## 申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。